

質問と回答（平成29年9月21日時点）

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）	回答
10	募集要項 1頁 3 施設の概要 (4)区域区分	<p>開発許可の基準として新たに地区計画の策定が必要となる場合、地区計画を提案する主体は事業者になりますか。</p> <p>また、事業者が地区計画の提案主体になりえない場合には、どのような対応がとられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の提案主体は、都市計画法第21条の2に規定されており、地区計画を提案しようとする区域内の「土地所有者等」または「まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人等の法人」に限られています。 ・市では、学校跡地利活用事業の一環として今回の公募型プロポーザル選定を実施し、選定の結果を踏まえ、当該跡地の利活用方針を定めることとなります。 方針に定めた土地利用を進めるうえで地区計画の策定が必要となる場合において、事業者が上記の提案主体になりえないときは、市が提案主体となり、事業者（優先交渉権者）と調整しながら進めていくことを想定しています。